**届出を必要とする改正事項等について**

|  |
| --- |
| **定期巡回・随時対応型訪問介護看護** |

　令和６年度介護報酬改定により改正された事項のうち、本市に新たに届出を必要とする改正事項につきまして、次のとおりまとめましたので、今後の参考としてください。

　目次

　　算定基準に関する改正事項

　１　減算の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ

高齢者虐待防止措置未実施減算

２　加算の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

口腔連携強化加算

３　現行加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ

⑴　緊急時訪問看護加算

⑵　総合マネジメント体制強化加算

⑶　認知症専門ケア加算

⑷　介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

　　注　本文書中において使用する略称

|  |  |
| --- | --- |
| 「指定地域密着型サービス基準」 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号） |
| 「厚生労働大臣が定める基準」 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号） |
| 「留意事項通知」 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号、老振発第０３３１００５号、老老発第０３３１０１８号） |

算定基準に関する改正事項

１　減算の新設

　　高齢者虐待防止措置未実施減算

|  |
| --- |
| １　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費　注５　別に厚生労働大臣が定める基準（※１）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。---------------------------------------------------------------------------------------------------------【参考】※１　厚生労働大臣が定める基準第４４号の６（高齢者虐待防止措置未実施減算の基準）指定地域密着型サービス基準第３条の３８の２に規定する基準（※２）に適合していること。※２　指定地域密着型サービス基準（虐待の防止）　　第３条の３８の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。　　　⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。　　　⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。　　　⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |

　この減算に係る「高齢者虐待防止措置の実施」は、令和３年度介護報酬改定により設けられたもので、３年間の経過措置（努力義務）を経て、令和６年４月１日から義務化されます。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）に新たに「高齢者虐待防止措置実施の有無」欄が追加されますので、「１：減算型」、「２：基準型」のいずれかを選択した上で、必ず本市に届け出てください。

※　この届出がない場合は、令和６年４月１日以降「１：減算型」とみなされます。

|  |
| --- |
| 必要書類・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）・改善計画書届出期限：減算が適用される事実が生じたときから１０日以内 |

　２　加算の新設

　　　口腔連携強化加算

　　　　職員による利用者の口腔状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施に繋げる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下で介護職員による口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施並びに歯科医療機関・介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算が設けられました。

|  |
| --- |
| １　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費　リ　口腔連携強化加算　　注　イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。---------------------------------------------------------------------------------------------------------【参考】※　厚生労働大臣が定める基準第４６号の２（口腔連携強化加算の基準）　　イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。　　　ロ　次のいずれにも該当しないこと。　　　　⑴　他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。　　　　⑵　当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。　　　　⑶　当該事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。　留意事項通知　　２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費　　　⒆　口腔連携強化加算について　　　　①　口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われるものであることに留意すること。　　　　②　口腔の健康状態の評価の実施にあたっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。　　　　③　口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式８等により提供すること。　　　　④　歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。　　　　⑤　口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。イ　開口の状態ロ　歯の汚れの有無ハ　舌の汚れの有無ニ　歯肉の腫れ、出血の有無ホ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態ヘ　むせの有無ト　ぶくぶくうがいの状態チ　食物のため込み、残留の有無　　　　⑥　口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣）及び｢入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方｣(令和６年３月日本歯科医学会）等を参考にすること。　　　　⑦　口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずること。 |

|  |
| --- |
| 必要書類・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）・参考書類（歯科医療機関との協定書の写し等）届出期限：算定月の前月の１５日まで※例外的に、令和６年４月から算定を開始する場合のみ令和６年４月１５日まで |

　３　現行加算の見直し

　　⑴　緊急時訪問看護加算

　　　２４時間対応体制を充実させる観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価するため、次のとおり見直しがなされました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改　正　前 |  | 改　正　後 |
| 【新設】 | ⇒ | 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　 ３２５単位　⑴　利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問（訪問看護サービスを行う場合に限る。）を必要に応じて行う体制を確保すること。　⑵　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。　⑶　緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 |
| 緊急時訪問看護加算　　　　　　　　　　　　　　 ３１５単位　　　利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問（訪問看護サービスを行う場合に限る。）を必要に応じて行う体制を確保すること。　 | ⇒ | 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　 ３１５単位　⑴　利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問（訪問看護サービスを行う場合に限る。）を必要に応じて行う体制を確保すること。　⑵　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。　　　　　　　　　　　　　※（Ⅰ）と（Ⅱ）は同時算定不可 |
| 【参考】留意事項通知２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費　⑾　緊急時訪問看護加算について　　①～④　（略）　　⑤　緊急時訪問看護加算(Ⅰ)は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における24時間連絡できる体制を充実するため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていることを評価するものである。緊急時訪問看護加算(Ⅰ)を算定する場合は、次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか２項目以上を満たす必要があること。ア　夜間対応した翌日の勤務間隔の確保イ　夜間対応に係る勤務の連続回数が２連続（２回）までウ　夜間対応後の暦日の休日確保エ　夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫オ　ＩＣＴ、ＡＩ、ＩｏＴ等の活用による業務負担軽減カ　電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保　　⑥　⑤の夜間対応とは、夜間（午後６時から午後10時まで）、深夜（午後10 時から午前６時まで）、早朝（午前６時から午前８時 まで ）において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護サービスや、利用者や家族等からの電話連絡を受けて当該者への指導を行った場合とし、単に勤務時間割表等において夜間の対応が割り振られているが夜間対応がなかった場合等は該当しない。また、翌日とは、夜間対応の終了時刻を含む日をいう。　　⑦　⑤のイの「夜間対応に係る連続勤務が２連続（２回）まで」は、夜間対応の始業時刻から終業時刻までの一連の対応を１回として考える。なお、専ら夜間対応に従事する者は 含まないものとする。また、夜間対応と次の夜間対応との間に暦日の休日を挟んだ場合は、休日前までの連続して行う夜間対応の回数を数えることとするが、暦日の休日中に夜間対応が発生した場合には当該対応を１回と数えることとし、暦日の休日前までの夜間対応と合算して夜間対応の連続回数を数えること。　　　　エの「夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫」は、単に従業者の希望に応じた夜間対応の調整をする場合等は該当しない。　　　　オの「ＩＣＴ、ＡＩ、ＩｏＴ等の活用による業務負担軽減」は、例えば、看護記録の音声入力 、情報通信機器を用いた利用 者の自宅等での電子カルテの入力、医療情報連携ネットワーク等のＩＣＴを用いた関係機関との利用者情報の共有、 ＩＣＴやＡＩを活用した業務管理や職員間の情報共有等であって、業務負担軽減に資するものが想定される。なお 、単に電子カルテ 等 を用いていることは該当しない 。　　　　カの「電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保」は、例えば、利用者又はその家族等からの看護に関する連絡相談を担当する者からの対応方法等に係る相談を受けられる体制等が挙げられる。 |

　　この改正により、従来の緊急時訪問看護加算は、改正後の区分（Ⅱ）に移行され、新しい区分（Ⅰ）が設けられています。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）の「緊急時訪問看護加算」欄が「１：なし」・「２：あり」から「１：なし」・「３：加算Ⅰ」・「２：加算Ⅱ」に変更されます。

既存届出が「２：あり」で、新たな届出がなかった場合は、自動的に令和６年４月１日以降は「２：加算Ⅱ」を算定するものとみなされます。よって、「３：加算Ⅰ」を算定するには、新たな届出が必要となる点にご注意ください。

|  |
| --- |
| 必要書類・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）・緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６）・添付書類（説明書・同意書等の書式）届出期限：算定開始日（届出を受理した日から算定可能） |

⑵　総合マネジメント体制強化加算

　　　　地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分が設けられました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改　正　前 |  | 改　正　後 |
| 【新設】 | ⇒ | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）　　　　　　１２００単位　⑴　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。　⑵　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。　⑶　日常的に利用者と関りのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。　⑷　地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。　⑸　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　　ア　障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。　　イ　地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。　　ウ　市町村が実施する法第１１５条の４５第１項第２号に掲げる事業や同条第２項第４号に掲げる事業等に参加していること。　　エ　地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。 |
| 総合マネジメント体制強化加算　　　　　　　　 １０００単位　⑴　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。　⑵　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 | ⇒ | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）　　　　　　　８００単位　⑴　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。　⑵　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 |
| 【参考】留意事項通知２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費⒃　総合マネジメント体制強化加算について　　①　総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組、また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものである。②　総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。　　　ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。　　　イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。　　　ウ　利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人とその家族）にとって身近な存在となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。　　　エ　地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係のある地域住民や商店等の多様な主体や地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。オ　次に掲げるいずれかに該当すること　　　　・　障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、世代間の交流（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む）を行っていること。　　　　・　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。　　　　・　市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。　　　　・　都道府県知事により居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第40 条に定める住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）の指定を受け、利用者や地域の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、市町村や地域の関係者等と協力しながら、地域の担い手として実施していること。③ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)は、①ア及びイのいずれにも該当する場合に算定する。 |

この改正により、従来の総合マネジメント体制強化加算は、改正後の区分（Ⅱ）に移行され、新しい区分（Ⅰ）が設けられています。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）の「総合マネジメント体制強化加算」欄が「１：なし」・「２：あり」から「１：なし」・「３：加算Ⅰ」・「２：加算Ⅱ」に変更されます。

既存届出が「２：あり」で、新たな届出がなかった場合は、自動的に令和６年４月１日以降は「２：加算Ⅱ」を算定するものとみなされます。よって、「３：加算Ⅰ」を算定するには、新たな届出が必要となる点にご注意ください。

|  |
| --- |
| 必要書類・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）・総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙４２）届出期限：算定月の前月の１５日まで※例外的に、令和６年４月から算定を開始する場合のみ令和６年４月１５日まで |

⑶　認知症専門ケア加算

　　　　認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症専門ケアを行うことを評価する観点から、次のとおり見直しがなされました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改　正　前 |  | 改　正　後 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　９０単位　　次のいずれにも適合すること。　⑴　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（※）（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。　⑵　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。　⑶　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。　　　　　※　日常生活自立度のランクⅢ・Ⅳ・Mに該当する者 | ⇒ | 認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　９０単位　　次のいずれにも適合すること。　⑴　事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を必要とする認知症の者（※）（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。　⑵　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。　⑶　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。　　　　※　日常生活自立度のランクⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Mに該当する者 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　１２０単位　　次のいずれにも適合すること。　⑴　加算（Ⅰ）のいずれの要件にも適合すること。　【新設】　⑵　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。　⑶　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | ⇒ | 認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　１２０単位　　次のいずれにも適合すること。　⑴　加算（Ⅰ）の⑵・⑶の要件に適合すること。　⑵　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（※）の占める割合が１００分の２０以上であること。　⑶　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。　⑷　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。　　　　　※　日常生活自立度のランクⅢ・Ⅳ・Mに該当する者 |

　　　この改正により、令和６年４月１日以降は算定要件が加算（Ⅰ）・（Ⅱ）とも緩和されておりますので、既存届出内容よりも上位の区分を算定できないかご検討いただき、必要に応じて届け出てください。

|  |
| --- |
| 必要書類・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２）　・添付書類（認知症専門ケア加算算定要件確認シート、研修修了証の写し、職員ごとの研修計画表）届出期限：算定月の前月の１５日まで※例外的に、令和６年４月から算定を開始する場合のみ令和６年４月１５日まで |

⑷　介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

　　　令和６年６月１日以降、介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置を多くの事業所に活用されるよう推進する観点から既存のこれら３種の加算が一本化され、次のとおり４つの区分に改められました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改　正　前 |  | 改　正　後 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　　　1000分の137相当単位数介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　　　　1000分の100相当単位数介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　　　　 1000分の55相当単位数 | ⇒ | 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　　　　1000分の245相当単位数介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　　　　1000分の224相当単位数介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　　　　1000分の182相当単位数介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　　　　1000分の145相当単位数 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　 1000分の63相当単位数介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　 1000分の42相当単位数 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 1000分の24相当単位数 |

　　　次の２つの表は、改正後の加算区分と単位数、対応する改正前の加算区分（経過措置分にあっては、令和６年５月３１日時点において取得している加算）、改正後の加算算定要件をまとめたものです。

取得する区分の選択にあたって、参考にしてください。

　早読表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新加算の区分 | 相当する単位数 | 対応する旧加算の区分 | 算　定　要　件　（　下　記　参　照　） |
| 処遇加算 | 特定加算 | ベア加算 | ⑴ | ⑵ | ⑶ | ⑷ | ⑸ | ⑹ | ⑺ | ⑻ | ⑼ | ⑽ |
| 本文 | (一) | (二) | (一)(二) | (三)(四) | (五)(六) |
| (Ⅰ) | 245/1000 | (Ⅰ) | (Ⅰ) | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅱ) | 224/1000 | (Ⅰ) | (Ⅱ) | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| (Ⅲ) | 182/1000 | (Ⅰ) | 無 | 有 | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| (Ⅳ) | 145/1000 | (Ⅱ) | 無 | 有 | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |

早読表（令和６年６月１日から令和７年３月３１日までの経過措置）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新加算の区分 | 相当する単位数 | 5/31時点での取得加算 | 算　定　要　件　（　下　記　参　照　） |
| 処遇加算 | 特定加算 | ベア加算 | ⑴ | ⑵ | ⑶ | ⑷ | ⑸ | ⑹ | ⑺ | ⑻ | ⑼ | ⑽ |
| 本文 | (一) | (二) | (一)(二) | (三)(四) | (五)(六) |
| (Ⅴ)⑴ | 221/1000 | (Ⅰ) | (Ⅰ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑵ | 208/1000 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑶ | 200/1000 | (Ⅰ) | (Ⅱ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑷ | 187/1000 | (Ⅱ) | (Ⅱ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑸ | 184/1000 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑹ | 163/1000 | (Ⅱ) | (Ⅱ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑺ | 163/1000 | (Ⅲ) | (Ⅰ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑻ | 158/1000 | (Ⅰ) | 無 | 無 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| (Ⅴ)⑼ | 142/1000 | (Ⅲ) | (Ⅱ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑽ | 139/1000 | (Ⅲ) | (Ⅰ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑾ | 121/1000 | (Ⅱ) | 無 | 無 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |
| (Ⅴ)⑿ | 118/1000 | (Ⅲ) | (Ⅱ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⒀ | 100/1000 | (Ⅲ) | 無 | 有 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ |  | ○ |  |  |
| (Ⅴ)⒁ |  76/1000 | (Ⅲ) | 無 | 無 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ |  | ○ |  |  |

|  |
| --- |
| 算　定　要　件 |
| ⑴　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(一)　当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって支払われる手当てに充てるものであること。(二)　当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。⑵　当該事業所において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。⑶　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。⑷　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。⑸　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑹　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。　⑺　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(一)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。(四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。(五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。(六)　(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。⑻　⑵の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑼　⑻の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑽　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 |

　　　この加算に関する届出については、別紙「令和６年度介護職員等処遇改善加算の届出について」により詳細をお知らせします。